

グリーン電力量認証申請ガイドンス

本資料は、「グリーン電力認証事務取扱要領」の補足として作成した資料です。

申請に当たっては、まず「グリーン電力事務取扱要領」をご確認いただいた上で、本資料をご活用ください。

(1) 電力量認証の申請時期

申請時期に関しては特に定めはありません。

(2) 電力量認証申請から認証証明書発行までの期間

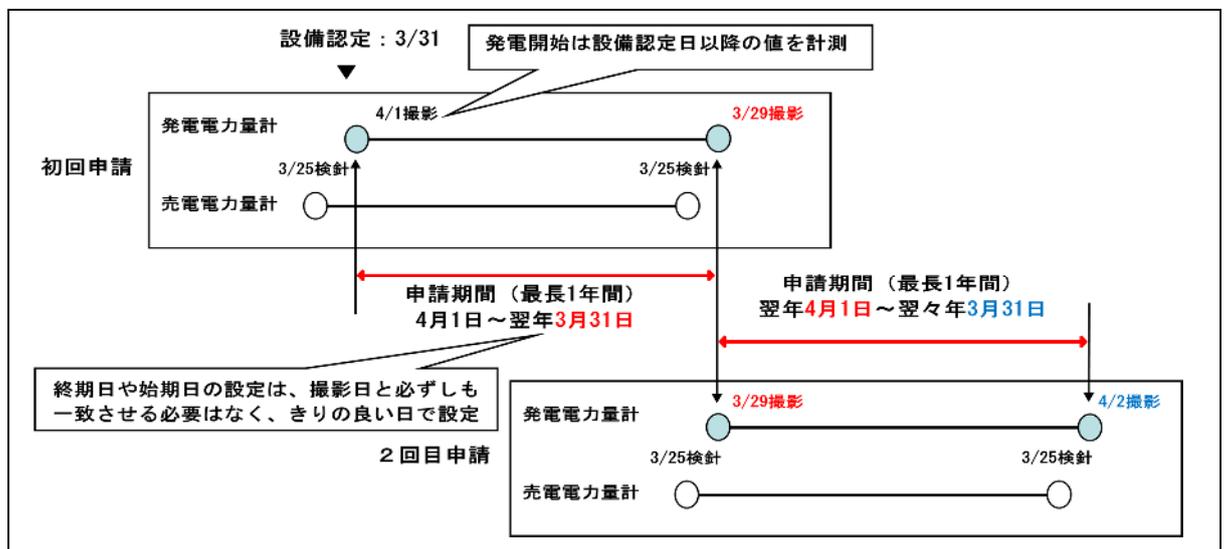
申請書類の内容により前後しますが、申請内容とエビデンス資料の整合が取れていればおおむね1週間程度を要します。資料が揃わない場合など審査に2週間程度要するケースもありますので、余裕を持って申請してください。

(3) 電力量認証申請の対象期間

設備認定日以降に発電されたグリーン電力量が認証対象となります。

認証電力量の対象期間（始期と終期）については、最長1年間となりますが、1年以内であれば、任意の期間（例：6ヵ月、3ヵ月）で電力量認証申請も可能です。

グリーン電力認証申請期間（例）



(4) 電力量認証申請時に提出する書類

以下の申請書類並びに関連するエビデンス資料を提出してください。

なお、「認証可能電力量の確認方法」については、発電設備認定または認定済発電設備変更において承認された「認証可能電力量の確認方法」をベースに、承認された算定式を用いて実際に算定した認証可能電力量を、算定過程を含め追加記載してください。

- a. グリーン電力認証申請書（事務取扱要領 附属書 7）
- b. グリーン電力認証対象電力量報告書（同 附属書 8）
- c. 認証可能電力量の確認方法（同 附属書 10）
- d. 太陽光発電ファーム認証可能電力量計算書（同 附属書 24）

*太陽光発電ファームの場合のみ

※詳細については、「電力量認証申請書類作成上の留意事項（太陽光発電ファーム）」及び「電力量認証申請書類作成上の留意事項（太陽光発電ファーム以外）」を参照。

（５）変更申請手続きを省略し、電力量認証申請内にて変更手続きが可能なものについて

《取扱範囲について》

以下の変更については、別途の変更申請を省略し、電力量認証に付加して変更申請することができるものとします。

○附属書 4（チェックリスト）、附属書 10（認証可能電力量の確認方法）、附属書 20（グリーン電力発電設備結線図）の変更を伴わないもので、変更の経緯・事情の確認精査を省略することが可能なもの。

具体的な例としては、

- ・名称（氏名）・所在地・運転開始年月日の変更または修正
 - ・計器取替
 - ・設置場所の変更のない太陽光ファームの増設で、結線図の大きな変更がない（補機算定等に変更がない）もの
 - ・家庭用太陽光ファームにおける減量。
 - ・複数の家庭用太陽光ファームの統合及び統合に伴うファーム名称の変更。
- 遠隔検針開通による附属書 18（遠隔検針適合説明）の変更については、以下の条件充足を要件として別途の変更申請を省略し、電力量認証申請内にて変更申請することができるものとします。
- ・設備認定時に計器設置され、計器番号等が附属書 19 に記載され、確認済であること。
 - ・遠隔検針データを、機構にて、リアルタイム・累積分について確認可能なこと。また、その際に、計器番号と発電設備番号の両方が加工なしに機構にて確認可能であること。
 - ・申請日以降のデータにエラーがなく、信頼できると機構が判断できること。

《具体的な取扱について》

変更の概要について、電力量認証申請書類に記載するとともに、変更した附属書ならびにそのエビデンスを添付提出してください。

なお、変更概要の記載箇所は以下の通りとします。

○附属書 2（グリーン電力発電設備概要書）の変更：

附属書 8 の特記事項欄に変更概要を記載の上、変更した附属書とエビデンスを添付ください。

○附属書 18（太陽光発電遠隔検針システム基準適合説明書）の変更：

附属書 19（太陽光発電ファーム詳細書）の非公開用の下部に記載の上、開通確認に関する資料を添付ください。

従って、提出書類は、附属書 18 別紙と附属書 19 の二つになります。

○附属書 19（太陽光発電ファーム詳細書）の変更：

附属書 19（太陽光発電ファーム詳細書）を修正の上、非公開用の下部に概要を記載し、エビデンスを添付してください。

以上

附 則（2018 年 8 月 1 日制定）

1. このガイドンスは、2018 年 8 月 1 日より施行する。